



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 3 月 30 日 (月 曜 日) 第 700 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則…………… (みやざき文化振興課) 1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 30
○公益信託に関する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則…………… (総務課) 5	○特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課) 30
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 5	○宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 35
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (“) 8	○宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 36
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 11	○旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 37

規 則

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法施行細則 (令和5年宮崎県規則第7号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(専修学校の目的の変更認可の申請) 第18条 法第 130条第 1 項の規定により専修学校の目的の変更についての認可を受けようとする者は、専修学校目的変更認可申請書 (別記様式第20号) に省令第 189条において準用する省令第11条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] (専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出) 第19条 [略] 2～5 [略] 6 法第 131条の規定により専修学校の収容定員に係る学則の変更についての届出をしようとする者は、専修学校収容定員に係る学則変更届 (別記様式第23号) に省令第 189条において準用する省令第5条第3項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 過去5年間の生徒の収容状況を記載した書類 (4)～(6) [略]	(専修学校の目的の変更認可の申請) 第18条 法第 130条第 1 項の規定により専修学校の目的の変更についての認可を受けようとする者は、専修学校目的変更認可申請書 (別記様式第20号) に省令第 189条において準用する省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] (専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出) 第19条 [略] 2～5 [略] 6 法第 131条の規定により専修学校の収容定員に係る学則の変更についての届出をしようとする者は、専修学校収容定員に係る学則変更届 (別記様式第23号) に省令第 189条において準用する省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)・(2) [略] (3) 過去5年間の生徒又は学生の収容状況を記載した書類 (4)～(6) [略] (専修学校の専攻科の設置又は廃止の届出) 第20条 法第 131条の規定により専修学校の専攻科の設置についての届出をしようとする者は、専修学校専攻科設置届 (別記様式第24号) に省令第 189条において準用する省令第11条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなけれ

第20条～第30条 [略]

様式第20号（第18条関係）

[略]

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189条において準用する同規則第11条に規定する書類（事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法並びに目的の変更の時期を記載した書類）

- 2 学校教育法施行規則第 189条において準用する同規則第11条に規定する図面（当該変更に係る部分の校地校舎等の図面）

3～15 [略]

様式第22号（第19条関係）

[略]

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 188条において準用する同規則第15条に規定する書類（廃止の事由、時期及び生徒の処置方法を記載した書類）

2～7 [略]

様式第23号（第19条関係）

[略]

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189条において準用する同規則第5条第3項に規定する書類（変更の事由及び時期並びに経費の見積り及び維持方法について記載した書類）

- 2 学校教育法施行規則第 189条において準用する同規則第5条第3項に規定する図面（変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面）

3～7 [略]

- 8 過去5年間の生徒の収容状況を記載した書類

9～11 [略]

ばならない。

- (1) 第17条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる書類

- (2) 設置者が法人である場合にあつては、当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し

- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 法第 131条の規定により専修学校の専攻科の廃止についての届出をしようとする者は、専修学校専攻科廃止届（別記様式第25号）に法第 188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第6条各号（第3号を除く。）に掲げる書類

- (2) 設置者が法人である場合にあつては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し

- (3) その他知事が必要と認める書類

第21条～第31条 [略]

様式第20号（第18条関係）

[略]

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189条において準用する同規則第5条第2項に規定する書類（変更の事由及び時期を記載した書類）

2～14 [略]

様式第22号（第19条関係）

[略]

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 188条において準用する同規則第15条に規定する書類（廃止の事由、時期及び生徒又は学生の処置方法を記載した書類）

2～7 [略]

様式第23号（第19条関係）

[略]

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189条において準用する同規則第5条第2項に規定する書類（変更の事由及び時期を記載した書類）

2～6 [略]

- 7 過去5年間の生徒又は学生の収容状況を記載した書類

8～10 [略]

別記様式第23号の次に次の2様式を加える。

様式第 24 号（第 20 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
設置者名
代表者名

専修学校専攻科設置届

次のとおり、 学校に 専攻科を設置したいので、学校教育法第 131 条の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 11 条に規定する書類（事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法並びに目的の変更の時期を記載した書類）
- 2 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 11 条に規定する図面（当該設置に係る部分の校地校舎等の図面）
- 3 施設の概要を記載した書類
- 4 施設の権利関係を証する書類
- 5 学級編制計画表
- 6 校具、教具及び図書の詳細書
- 7 教職員編制表
- 8 教職員名簿
- 9 申請年度の前年度の貸借対照表
- 10 財産目録
- 11 教職員の履歴書、就任承諾書及び教員資格を証する書類
- 12 変更後の学則及び新旧対照表
- 13 変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 設置者が法人である場合にあつては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第 25 号（第 20 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
設置者名
代表者名

専修学校専攻科廃止届

次のとおり、 学校の 専攻科を廃止したいので学校教育法第 131 条の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 188 条において準用する同規則第 15 条に規定する書類（廃止の事由、時期及び生徒の処置方法を記載した書類）
- 2 教職員の処置方法を記載した書類
- 3 資産の処置方法を記載した書類
- 4 指導要録の処置方法を記載した書類
- 5 変更後の学則及び新旧対照表
- 6 設置者が法人である場合にあっては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の私立学校等に係る学校教育法施行細則（以下「改正前規則」という。）第18条の規定による認可の申請は、この規則による改正後の私立学校等に係る学校教育法施行細則第18条の規定による認可の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公益信託に関する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

公益信託に関する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第1条 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）は、廃止する。

(宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年宮崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第3条、第4条関係）		別表第1（第3条、第4条関係）	
[略]		[略]	
宅地建物取引業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第29号）	[略]	宅地建物取引業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第29号）	[略]
宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年宮崎県教育委員会規則第9号）	第28条		
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年宮崎県規則第29号）	第27条		
[略]		[略]	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則別表第1左欄に掲げる宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年宮崎県教育委員会規則第9号）の右欄に掲げる規定及び同表左欄に掲げる知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の右欄に掲げる規定による書面の保存については、なお従前の例による。

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第17号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支庁長	<p>1～25の2 [略]</p> <p>25の3 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第5条の規定による地籍調査（市町村が行う次に掲げるものに限る。）の検査に關すること。ただし、単点観測法による地籍測量の検査にあっては第2号を除く。</p> <p><u>(1) 第3条第3項に規定する一筆地調査</u></p> <p><u>(2)～(4) [略]</u></p> <p>25の4～46 [略]</p> <p>47 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による次の事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 第68条の69第3項第5号イに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に關すること。</u></p> <p><u>(10) 第68条の69第3項第6号に規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に關すること。</u></p> <p>48～67 [略]</p>	<p>西臼杵支庁長</p> <p>1～25の2 [略]</p> <p>25の3 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第5条の規定による地籍調査（市町村又は国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に規定する土地改良区等が行う次に掲げるものに限る。）の検査に關すること。ただし、単点観測法による地籍測量の検査にあっては第1号を除く。</p> <p><u>(1)～(3) [略]</u></p> <p>25の4～46 [略]</p> <p>47 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による次の事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>48～67 [略]</p>	
[略]		[略]	
保健所長	<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）による次の事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 第6条の3第6項の規定による報告の徴収又は是正命令に關すること。</p> <p>(7)～(14) [略]</p> <p>(15) 第8条の規定による開設の届出の受理に關すること。</p> <p><u>(16)～(24) [略]</u></p> <p><u>(25)～(51) [略]</u></p> <p>1の2～6 [略]</p> <p>6の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年</p>	<p>保健所長</p> <p>1 医療法（昭和23年法律第205号）による次の事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 第6条の3第8項の規定による報告の徴収又は是正命令に關すること。</p> <p>(7)～(14) [略]</p> <p>(15) 第8条第1項の規定による開設の届出の受理に關すること。</p> <p><u>(16) 第8条第2項の規定による設置の届出の受理に關すること。</u></p> <p><u>(17)～(25) [略]</u></p> <p><u>(26) 第30条の18の4第1項の規定によるかかりつけ医機能の報告の受理に關すること。</u></p> <p><u>(27) 第30条の18の4第2項の規定によるかかりつけ医機能の報告の確認に關すること。</u></p> <p><u>(28) 第30条の18の4第4項の規定によるかかりつけ医機能の変更の報告の受理に關すること。</u></p> <p><u>(29) 第30条の18の4第4項の規定によるかかりつけ医機能の変更の報告の確認に關すること。</u></p> <p><u>(30) 第30条の18の4第6項の規定による報告の徴収又は是正命令に關すること。</u></p> <p><u>(31)～(57) [略]</u></p> <p>1の2～6 [略]</p> <p>6の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年</p>	

<p>政令第11号) による次の事務</p> <p>(1) 第2条の13の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第59条の規定による検定の試験品の採取に関すること。</p> <p>(3) 第61条第2項の規定による検定に合格した医薬品等に係る表示が付されていることの確認に関すること。</p> <p>6の3～23の2 [略]</p> <p>24 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務</p> <p>(1) 第7条第1項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(2) 第7条第3項(第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第10条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第11条第1項(第31条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(5) 第11条第2項(第31条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第13条第1項(第31条において準用する場合及び第34条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第14条第5項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第14条第6項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(9) 第24条の3第2項(第31条において準用する場合及び第34条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(10)～(17) [略]</p> <p>25～34の4 [略]</p> <p>35 小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱(平成27年1月1日定め)による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第6の5の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(6)～(22) [略]</p> <p>35の2～57 [略]</p> <p>58 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>59～66 [略]</p>	<p>政令第11号) 第2条の13の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関すること。</p> <p>6の3～23の2 [略]</p> <p>24 水道法(昭和32年法律第177号)による次の事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>25～34の4 [略]</p> <p>35 小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱(平成27年1月1日定め)による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(21) [略]</p> <p>35の2～57 [略]</p> <p>58 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第6条第1項及び第2項の規定による名簿の登録の消除の申請書の受理に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>59～66 [略]</p>
---	--

<p>67 宮崎県特定不妊治療費助成金給付要綱（平成16年4月1日定め）第6条の規定による申請書の受理に関すること。 68～70 [略]</p>	<p>67 宮崎県不妊治療費支援事業実施要綱（令和5年11月8日定め）第6条の規定による申請書の受理に関すること。 68～70 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>1 共同研究に伴う事務に関すること。 [略]</p>
<p>農林振興局長 1～12 [略] 13 地籍調査作業規程準則第5条の規定による地籍調査（市町村が行う次に掲げるものに限る。）の検査に関すること。ただし、単点観測法による地籍測量の検査にあっては第2号を除く。 (1) 第3条第3項に規定する一筆地調査 (2)～(4) [略] 14～24 [略]</p>	<p>農林振興局長 1～12 [略] 13 地籍調査作業規程準則第5条の規定による地籍調査（市町村又は国土調査法第2条第1項第3号に規定する土地改良区等が行う次に掲げるものに限る。）の検査に関すること。ただし、単点観測法による地籍測量の検査にあっては第1号を除く。 (1)～(3) [略] 14～24 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>土木事務 1～27 [略] 所長 28 租税特別措置法による次の事務 (1)～(8) [略] (9) 第68条の69第3項第5号イに規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 (10) 第68条の69第3項第6号に規定する優良な住宅の供給に寄与するものであることの認定に関すること。 29～45 [略]</p>	<p>土木事務 1～27 [略] 所長 28 租税特別措置法による次の事務 (1)～(8) [略] 29～45 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金（みやざき水田農業確立推進体制整備事業、県産米利用拡大支援事業、持続可能な産地を支える優良種苗等安定供給支援事業及びみやざき宮農振興対策強化事業に係る補助金を除く。） 5～29 [略] 30 宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日定め）に基づく補助金のうち、就農環境整備・改善事業に係る補助金</p>	<p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金（みやざき水田農業確立推進体制整備事業、県産米利用拡大支援事業、持続可能な産地を支える優良種苗等安定供給支援事業、かんしょ産地を支える健全苗安定供給事業及びみやざき宮農振興対策強化事業に係る補助金を除く。） 5～29 [略] 30 宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日定め）に基づく補助金のうち、就農環境整備・改善事業、働きやすい就農環境整備事業及び新規就農経営発展事業に係る補助金</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表保健所長の項第6号の2の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書広報課</td> <td>広報戦略室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(秘書広報課)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(総務課)</p> <p>第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 公益法人等の監督に係る総合調整に関すること。</p> <p>(9)～(13) [略]</p> <p>(総務事務センター)</p> <p>第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本庁各課等の総務事務の総合調整及び処理に関すること。</p> <p>(2) <u>県税・総務事務所、自治学院、福祉事務所、農林振興局及び土木事務所(串間土木事務所、高岡土木事務所及び西都土木事務所を除く。)</u>の総務事務の処理に関すること。</p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>(農業流通ブランド課)</p> <p>第47条 農業流通ブランド課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>6次産業化等の推進に関すること(他課の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(3) 農産物の安全性の確保に関する施策の企画及び推進に関すること。</p> <p>(4) <u>食品品質表示の適正化に関すること。</u></p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>(農業普及技術課)</p> <p>第48条 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) スマート農業に関すること。</p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>第49条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>農産物の生産振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(都市計画課)</p> <p>第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>公共下水道及び都市下水路に関すること。</u></p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(内部組織)</p>	課	課 内 室	秘書広報課	広報戦略室	[略]		<p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秘書広報課</td> <td>広報戦略室 行幸啓室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(秘書広報課)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>行幸啓室においては、第1項第1号に掲げる事務のうち第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会に関する事務を分掌する。</u></p> <p>(総務課)</p> <p>第10条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 公益法人等及び<u>公益信託</u>の監督に係る総合調整に関すること。</p> <p>(9)～(13) [略]</p> <p>(総務事務センター)</p> <p>第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務事務の総合調整及び処理に関すること。</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>(農業流通ブランド課)</p> <p>第47条 農業流通ブランド課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>農業と食品産業等との連携の推進に関すること(他課の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(3) 農産物の安全性の確保の<u>推進及び食品品質表示適正化</u>に関すること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(農業普及技術課)</p> <p>第48条 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) スマート農業に関すること <u>(他課の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>第49条 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>農産物の生産振興及びデジタル化の推進に関する企画及び総合調整に関すること(他課の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(都市計画課)</p> <p>第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>上下水道事業に関すること(衛生管理課の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(11)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(内部組織)</p>	課	課 内 室	秘書広報課	広報戦略室 行幸啓室	[略]	
課	課 内 室												
秘書広報課	広報戦略室												
[略]													
課	課 内 室												
秘書広報課	広報戦略室 行幸啓室												
[略]													

第 150 条 こども療育センターに、次の部、課及び科を置く。

[略]

医療課

[略]

2 [略]

(分掌事務)

第 151 条 前条に規定する各課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

医療課

(1)～(4) [略]

(5) 障がい児の機能訓練に関すること。

(6)・(7) [略]

[略]

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）により、その権限に属させられた事項の処理に関する事務	[略]
[略]		

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
こども療育センター	所長 事務長 課長 医長 総看護師長 副医長 看護師長 副看護師長 主任
[略]	

(職務)

第 272 条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
医長	[略]
[略]	

第 150 条 こども療育センターに、次の部、課及び科を置く。

[略]

医療課

リハビリテーション科

[略]

2 [略]

(分掌事務)

第 151 条 前条に規定する各課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

医療課

(1)～(4) [略]

(5)・(6) [略]

リハビリテーション科

(1) 障がい児の機能訓練に関すること。

[略]

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）、 <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）</u> により、その権限に属させられた事項の処理に関する事務	[略]
[略]		

(職)

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
こども療育センター	所長 事務長 課長 医長 総看護師長 技師長 副医長 看護師長 副看護師長 主任
[略]	

(職務)

第 272 条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
医長	[略]
技師長	<u>上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。</u>
[略]	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請書等)</p> <p>第6条の2 省令第18条の27第1項又は第2項、第18条の28第1項又は第2項、第18条の29第1項又は第2項、第18条の29の2第1項又は第2項、第18条の30第1項又は第2項及び第25条の21第1項又は第2項の申請書は、<u>指定障害児（通所・入所）支援指定（更新）申請書（別記様式第14号の2）</u>によるものとする。</p> <p>2 省令第18条の34の4及び第25条の21の3の申請書は、<u>特定障害児通所支援（障害児入所支援）指定変更申請書（別記様式第14号の3）</u>によるものとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定による申請の際に添付すべき書類は、知事が別に定める。</u> (変更の届出)</p> <p>第6条の9 法第21条の5の20第3項又は第24条の13第3項の規定による変更の届出は、<u>変更届出書（別記様式第14号の16）</u>によるものとする。</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請書等)</p> <p>第6条の2 省令第18条の27第1項又は第2項、第18条の28第1項又は第2項、第18条の29第1項又は第2項、第18条の29の2第1項又は第2項、第18条の30第1項又は第2項及び第25条の21第1項又は第2項の申請書は、<u>児童福祉法施行規則の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年子ども家庭庁・厚生労働省告示第3号。以下「様式告示」という。）別紙様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>2 省令第18条の34の4及び第25条の21の3の申請書は、<u>様式告示別紙様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条の9 法第21条の5の20第3項又は第24条の13第3項の規定による変更の届出は、<u>様式告示別紙様式第2号</u>によってするものとする。</p>

別記様式第14号の2及び別記様式第14号の3を次のように改める。

様式第14号の2及び様式第14号の3 削除

別記様式第14号の16を次のように改める。

様式第14号の16 削除

別記様式第35号別紙（その1）中

⑫ 開 所 時 間
平 日
土 曜 日
日・祝 祭 日

を

⑫ 開 所 時 間
平 日
土 曜 日
日・祝 日

に改める。

別記様式第35号別紙（その2）を次のように改める。

別紙 (その 2)

○法第 6 条の 3 第 11 項の規定による業務を目的とする施設用 (事業者) 年 月 日現在

① 事業所の名称							
② 事業所の所在地	〒				Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス 徒歩	分 分
③ 設置主体	株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体 その他 ()						
④ 設置者名							
⑤ 設置者住所	〒						
	Tel			メールアドレス			
⑥ 代表者名	(氏名)			(職名)			
⑦ 管理者名	(氏名)			(職名)			
⑧ 管理者住所	〒						
	Tel			メールアドレス			
⑨ 事業開始年月日	年 月 日						
⑩ 系列事業所	有 (系列事業所数 箇所〔直営店・FC〕うち都道府県内 箇所)						無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考		
	平日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝日	: ~ :	: ~ :				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
	・定期契約	("	歳	~	歳)		
	・一時預かり	("	歳	~	歳)		
	・夜間保育	("	歳	~	歳)		
	・24時間保育	("	歳	~	歳)		
	・ ()	("	歳	~	歳)		
⑬ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中夜間別		
	所得別	その他 ()				設定なし	

⑭-1 利 用 料 金	利用形態	月極額	定期契約	一時預かり	()	その他
	年齢	(月)	単位 (時間)	単位 (時間)	単位 ()	
	0 歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1 歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2 歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3 歳児	円	円	円	円	・交通費 円
	4 歳児	円	円	円	円	() 円
	5 歳児	円	円	円	円	() 円
	6 歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	() 円

⑭-2 利 用 料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	単位 (時間)	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円
	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定員									

⑯届出年月日の前日において保育している児童の人数 (年 月 日現在)										
保 育 提 供 時 間	年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
	2 時間以下									
2 時間～4 時間以下										
4 時間～6 時間以下										
6 時間～8 時間以下										
8 時間～										
計										

⑰ 保 険 加 入 状 況	加 入 ※保険契約書 別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
		保 険 事 故 (内 容)	
	未加入	保 険 金 額	
⑱ 提携医療機関		機 関 名	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		提 携 内 容	

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数 (年 月 日現在)							
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)			C 合計 (A+B)	
人		人		人			
常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人
資格の有無等		・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人
		従事している	看護師	人	看護師	人	
		従事していない		准看護師	人	准看護師	人
		・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人
		保育士		基準で定める研修修了者	人	基準で定める研修修了者	人
		看護師			人		人
		准看護師		その他 ()	人	その他 ()	人
		その他 ()			人		人

⑳ 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)							
A 事業所長			B 保育従事者 (Aを除く)			C 合計 (A+B)	
人		人		人			
常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人
資格の有無等		・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人
		従事している	看護師	人	看護師	人	
		従事していない		准看護師	人	准看護師	人
		・資格 (従事している場合に記入)		家庭的保育者	人	家庭的保育者	人
		保育士		基準で定める研修修了者	人	基準で定める研修修了者	人
		看護師			人		人
		准看護師		その他 ()	人	その他 ()	人
		その他 ()			人		人

② 事業所に在籍している保育従事者数 人 注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
(内訳) ・保育士 人 ・看護師・准看護師 人 ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者 人 ・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者 人 ・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者 人 ・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 人 （研修名： _____） ・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 人 （うち、採用した日から1年を超えていない者 人 資格取得又は研修受講予定日 年 月	
② 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： _____ 年 月 参加者数 _____ 名） （研修名等： _____ 年 月 参加者数 _____ 名） （研修名等： _____ 年 月 参加者数 _____ 名）

* 複数の保育に従事する者を雇用しているもの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

③ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無 →登録がある場合、マッチングサイト名及びURL		
	サイト名		URL
	サイト名		URL
	サイト名		URL

④ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容)
		事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (_____ : _____ 年 月 日)

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

別記様式第35号別紙 (その2) の次に次の1様式を加える。

別紙 (その3)

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用 (個人) 年 月 日現在

① 事業所の名称						
② 事業所の所在地	〒				Tel	(「ここdeサーチ」へ電話番号掲載希望 <input type="checkbox"/>)
	最寄り駅		線	駅		
③ 設置者名 (管理者名)						
④ 設置者住所	※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒					
	Tel			メールアドレス		
⑤ 事業開始年月日	年 月 日					
⑥ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間		備考		
	平日	: ~ :	: ~ :			
	土曜日	: ~ :	: ~ :			
	日・祝日	: ~ :	: ~ :			
⑦ 提供する サービス内容	・ 月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、 月齢まで記入すること。
	・ 定期契約	(//	歳	~	歳)	
	・ 一時預かり	(//	歳	~	歳)	※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
	・ 夜間保育	(//	歳	~	歳)	
	・ 24時間保育	(//	歳	~	歳)	
	・ ()	(//	歳	~	歳)	

⑧-1 利 用 料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位 (時間)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	その他
	0 歳児	円	円	円	円	円
1 歳児	円	円	円	円	円	・入会金 円
2 歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3 歳児	円	円	円	円	円	・交通費 円
4 歳児	円	円	円	円	円	() 円
5 歳児	円	円	円	円	円	() 円
6 歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	円	() 円

⑧-2 利 用 料 金 単位 (時間)		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員 (入会し常態的に利用する者)		円	円	円
非会員 (一時的に利用する者)		円	円	円	円

⑨届出年月日の前日において保育している児童の人数 (年 月 日現在)									
年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
保 育 提 供 時 間									
2 時間以下									
2 時間～4 時間以下									
4 時間～6 時間以下									
6 時間～8 時間以下									
8 時間～									
計									

⑩ 保 険 加 入 状 況	加 入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
	※保険契約書 別添	保 険 事 故 (内 容)	
	未加入	保 険 金 額	
⑪提携医療機関		機 関 名	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		提 携 内 容	

⑫ 保有する資格等 (該当するものにチェックを入れること)				
(内訳) <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育研修 (基礎研修) 修了者 <input type="checkbox"/> 子育て支援員研修 (地域保育コース) 修了者 <input type="checkbox"/> 家庭的保育者等研修 (基礎研修) 修了者 <input type="checkbox"/> (公社) 全国保育サービス協会 認定ベビーシッター <input type="checkbox"/> 基準で定めるその他の研修 (都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。) を修了した者 (研修名:) <input type="checkbox"/> 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者 (資格取得又は研修受講予定日 年 月)				
⑬ 研修等の受講状況 (該当するものにチェックを入れ、直近5年間の受講時期を記載すること)		研修名	受講時期	受講無し <input type="checkbox"/>
		居宅訪問型保育基礎研修	年 月	
		子育て支援員研修 (地域保育コース)	年 月	
		家庭的保育基礎研修	年 月	
		(公社) 全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修及び現任研修	年 月	
	その他 ()	年 月		

⑭ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無 →登録がある場合、マッチングサイト名及びURL		
	サイト名	URL	
	サイト名	URL	
	サイト名	URL	
⑮ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)	

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第 1 の 2 (2) で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

別記様式第38号 (その1) 中

① 開	所	時	間
		平	日
		土	曜
		日	・ 祝祭日

を

① 開	所	時	間
		平	日
		土	曜
		日	・ 祝日

に改める。

別記様式第38号 (その2) を次のように改める。

様式第38号 (その2) (第23条関係)

認可外保育施設運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用 (事業者) 年 月 日現在

① 事業所の名称							
② 事業所の所在地	〒				Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス 徒歩	分 分
③ 設置主体	株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体 その他 ()						
④ 設置者名							
⑤ 設置者住所	〒						
	Tel			メールアドレス			
⑥ 代表者名	(氏名)			(職名)			
⑦ 管理者名	(氏名)			(職名)			
⑧ 管理者住所	〒						
	Tel			メールアドレス			
⑨ 事業開始年月日	年 月 日						
⑩ 系列事業所	有 (系列事業所数 箇所 [直営店・FC] うち都道府県内 箇所)						無
⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備考		
	平日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝日	: ~ :	: ~ :				
⑫ 提供するサービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。	
	・定期契約	("	歳	~	歳)		
	・一時預かり	("	歳	~	歳)		
	・夜間保育	("	歳	~	歳)	※2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
	・24時間保育	("	歳	~	歳)		
	・ ()	("	歳	~	歳)		
⑬ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中夜間別		
	所得別 その他 () 設定なし						

⑭-1 利 用 料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位 (時間)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	その他
	0 歳児	円	円	円	円	円
1 歳児	円	円	円	円	円	・入会金 円
2 歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3 歳児	円	円	円	円	円	・交通費 円
4 歳児	円	円	円	円	円	() 円
5 歳児	円	円	円	円	円	() 円
6 歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	円	

⑭-2 利 用 料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
単位 (時間)	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
⑮定 員									

⑯保育している児童の人数 (年 月 日現在)										
保 育 提 供 時 間	年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
	2 時間以下									
2 時間～4 時間以下										
4 時間～6 時間以下										
6 時間～8 時間以下										
8 時間～										
計										

年 齢 保育状況		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
		⑰ 時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59							
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間で ある11時間について再掲 : ~ :										

⑱職務に従事している職員の配置数 (年 月 日現在)

資格の有無等	A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
資格の有無等	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人				
			家庭的保育者		家庭的保育者					
	・資格 (従事している場合に記入)			人		人				
	保育士		基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
	看護師			人		人				
	准看護師		その他 ()		その他 ()					
	その他 ()			人		人				

⑲職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)

資格の有無等	A 事業所長		B 保育従事者 (Aを除く)				C 合計 (A+B)			
	人		人				人			
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
資格の有無等	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人				
			家庭的保育者		家庭的保育者					
	・資格 (従事している場合に記入)			人		人				
	保育士		基準で定める研修修了者		基準で定める研修修了者					
	看護師			人		人				
	准看護師		その他 ()		その他 ()					
	その他 ()			人		人				

⑳ 事業所に在籍している保育従事者数	人
〔注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。〕	
(内訳) ・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 （研修名： _____）	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人
（うち、採用した日から1年を超えていない者	人
無資格又は研修未受講の理由（ _____）	）

* 複数の保育に従事する者を雇用しているものの場合、「うち、採用した日から1年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第1の2(2)イの基準を満たすには、採用後1年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

⑳ 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ _____）	
	未加入	保険事故 (内容)		
		保険金額		
㉑ 提携医療機関	機関名			
	所在地			
	電話番号			
	提携内容			
㉒ 保育の計画策定	有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）			無
㉓ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等： _____ 年 月	参加者数	名	無
	（研修名等： _____ 年 月	参加者数	名	
	（研修名等： _____ 年 月	参加者数	名	

㉔ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施（ _____ 年 _____ 回）		未実施	
㉕ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している（ _____ 年 _____ 回）		有 無 有 無	
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている			
㉖ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無	
	緊急連絡表の作成	有	無	
	その他（ _____）	有	無	
㉗ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施	未実施		
㉘ 利用開始時の健康状態観察	有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）		無	
㉙ 利用開始時の個別検査	有（服装 外傷 清潔 他 _____）		無	
㉚ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出	母子健康手帳で確認	未実施
	利用開始後	診断書の提出	母子健康手帳で確認 _____ 回/年	未実施

③② ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他 ()		
③③ 職員の健康診断	採用時	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)	未実施
	採用後	実施 (事業所で実施 診断書の提出 その他)	未実施
③④ 検便	実施 (毎月 隔月 回/年)		未実施
③⑤ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施
	仰向け寝	実施	未実施
	禁煙の厳守	実施	未実施

③⑥ 安全確保 (実際に安全対策のために 行っている内容を記載する こと)	安全対策	
	事故防止	
	緊急対策	
③⑦ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示	実施 未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施 未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施 未実施
③⑧ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録) 無	
③⑨ 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書) 有 無	児童利用状況表 有 無
	資格証明書 有 無	
	職員の雇用等状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等) 有 無	
④⑩ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無 →登録がある場合、マッチングサイト名及びURL	
	サイト名	URL
	サイト名	URL
	サイト名	URL
④⑪ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第 1 の 2 (2) で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

別記様式第38号(その2)の次に次の1様式を加える。

様式第38号(その3)(第23条関係)

認可外保育施設運営状況報告

○法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設用(個人)

年 月 日現在

① 事業所の名称	〒						
② 事業所の所在地	Tel					(「ここdeサーチ」へ電話番号掲載希望 <input type="checkbox"/>)	
	最寄り駅		線		駅	バス	分
③ 設置者名 (管理者名)							
④ 設置者住所	※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒						
	Tel		メールアドレス				
⑤ 事業開始年月日	年 月 日						
⑥ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間		備考			
	平日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝日	: ~ :	: ~ :				
⑦ 提供する サービス内容	・月極契約	(対象年齢	歳	~	歳)	※1) 0歳児の場合は、 月齢まで記入すること。 ※2) サービスの内容は、「 記載上の注意」により分類 すること。	
	・定期契約	("	歳	~	歳)		
	・一時預かり	("	歳	~	歳)		
	・夜間保育	("	歳	~	歳)		
	・24時間保育	("	歳	~	歳)		
	・()	("	歳	~	歳)		
⑧ 利用料金設定状況	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中夜間別		
	所得別	その他 ()				設定なし	

⑨-1 利 用 料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位 (時間)	一時預かり 単位 (時間)	() 単位 ()	その他
	0 歳児	円	円	円	円	円
1 歳児	円	円	円	円	円	・入会金 円
2 歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料 円
3 歳児	円	円	円	円	円	・交通費 円
4 歳児	円	円	円	円	円	() 円
5 歳児	円	円	円	円	円	() 円
6 歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	() 円
学童	円	円	円	円	円	

⑨-2 利 用 料 金 単位 (時間)		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円	

⑩保育している児童の人数		(年 月 日現在)								
保 育 提 供 時 間	年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
	2 時間以下									
2 時間～4 時間以下										
4 時間～6 時間以下										
6 時間～8 時間以下										
8 時間～										
計										

年 齢 保育状況		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
	⑪ 時間帯別の利用 児童数 (月極め・定期 契約・一時預か りを含めた延べ 数で記入してく ださい。)	7:00～8:59								
9:00～16:59										
17:00～17:59										
18:00～18:59										
19:00～19:59										
20:00～21:59										
22:00～23:59										
0:00～6:59										
上記のうち主たる保育時間で ある11時間について再掲 : ~ :										

⑫ 保有する資格等 (該当するものにチェックを入れること)

(内訳) 保育士
 看護師・准看護師
 居宅訪問型保育研修 (基礎研修) 修了者
 子育て支援員研修 (地域保育コース) 修了者
 家庭的保育者等研修 (基礎研修) 修了者
 (公社) 全国保育サービス協会 認定ベビーシッター
 基準で定めるその他の研修 (都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含
む。) を修了した者
(研修名:)
 保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了し
ていない者 (資格取得又は研修未受講の理由:)

⑬ 研修等の受講状況 (該 当するものにチェック を入れ、直近5年間の 受講時期を記載するこ と)	研修名	受講時期	受講 無し <input type="checkbox"/>
	居宅訪問型保育基礎研修	年 月	
	子育て支援員研修 (地域保育コース)	年 月	
	家庭的保育基礎研修	年 月	
	(公社) 全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修及び現任研修	年 月	
	その他 ()	年 月	

⑭ 保 険 加 入 状 況	加 入 ※保険契約書 別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他 ()
	未加入	保 険 事 故 (内 容)	
		保 険 金 額	
⑮ 携 帯 医 療 機 関	提携医療機 関	機 関 名	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		携 帯 内 容	
⑯ 保育計画の策定		有 (年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)	無
⑰ 研修等の参加状況		参加 (研修名等: 年 月) (研修名等: 年 月) (研修名等: 年 月)	無

⑮ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的に受講している（年 回）		
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備している	有	無
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有	無
⑲ 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無
	緊急連絡表の作成	有	無
	その他（ ）	有	無
⑳ 保護者及び利用希望者の事前の面接	実施	未実施	
㉑ 利用開始時の健康状態観察	有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）		無
㉒ 利用開始時の個別検査	有（服装 外傷 清潔 他）		無
㉓ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認	未実施
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回/年	未実施
㉔ ケガや病気の時の措置	保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）		
㉕ 保育者の健康診断	受診（直近の受診時期： 年 月）		未受診
㉖ 検便	実施（毎月 隔月 回/年）		未実施
㉗ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施
	仰向け寝	実施	未実施
	禁煙の厳守	実施	未実施

⑳ 安全確保 (実際に安全対策のために 行っている内容を記載すること)	安全対策					
	事故防止					
	緊急対策					
㉑ 利用者等への情報提供	サービス内容等の提示	実施	未実施			
	利用者への契約時の書面交付	実施	未実施			
	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施			
㉒ 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状況 成長記録 健康診断記録)			無		
㉓ 帳簿の作成、整備状況	資格証明書	有	無	児童利用状況表	有	無
	研修修了書	有	無			
㉔ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録 有 ・ 無 →登録がある場合、マッチングサイト名及びURL					
	サイト名		URL			
	サイト名		URL			
	サイト名		URL			
㉕ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 ・ 無	(有の場合、その命令の内容) 事業停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 (: 年 月 日)				

(添付書類)

- 1 (利用料金の記載に当たり、当様式により難しい場合) 利用形態別・年齢別料金がわかる書類
- 2 有資格者 (保育士、看護師・准看護師) について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
- 3 認可外保育施設指導監督基準第1の2 (2) で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- 4 マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
- 5 パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年宮崎県規則第83号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請)</p> <p>第2条 法第36条第1項若しくは第38条第1項（これらの規定を法第41条第4項において準用する場合を含む。）又は第51条の19第1項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）の申請は、<u>指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所）指定（更新）申請書（別記様式第1号）に知事が別に定める書類を添えてするものとする。</u></p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請)</p> <p>第3条 法第37条第1項又は第39条第1項の申請は、<u>特定障害福祉サービス事業所等指定変更申請書（別記様式第2号）</u>によってするものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の変更等の届出)</p> <p>第4条 法第46条又は第51条の25の規定による届出は、変更に係るものにおいては<u>指定障害福祉サービス事業所等変更届出書（別記様式第3号）</u>によって、事業の廃止、休止又は再開に係るものにおいては<u>指定障害福祉サービス事業所等廃止（休止、再開）届出書（別記様式第4号）</u>によってするものとする。</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請)</p> <p>第2条 法第36条第1項若しくは第38条第1項（これらの規定を法第41条第4項において準用する場合を含む。）又は第51条の19第1項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）の申請は、<u>児童福祉法施行規則の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年子ども家庭庁・厚生労働省告示第3号。以下「様式告示」という。）別紙様式第1号によってするものとする。</u></p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請)</p> <p>第3条 法第37条第1項又は第39条第1項の申請は、<u>様式告示別紙様式第1号</u>によってするものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の変更等の届出)</p> <p>第4条 法第46条又は第51条の25の規定による届出は、変更に係るものにおいては<u>様式告示別紙様式第2号</u>によって、事業の廃止、休止又は再開に係るものにおいては<u>指定障害福祉サービス事業所等廃止（休止、再開）届出書（別記様式第4号）</u>によってするものとする。</p>

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記

様式第1号から様式第3号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第21号

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年宮崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定による特定水産資源の漁獲量等の報告（以下「漁獲量等の報告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第1号による書面により、非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第2号による書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第3号による書面により、それぞれ行うことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第1号（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>[略]</p> <p>(記載要領)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の規定による特定水産資源の漁獲量等の報告（以下「漁獲量等の報告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁獲量等の報告の方法)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分の<u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記様式第1号（その1）による書面により、<u>漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第1号（その2）による書面により</u>、非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の<u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）</u>に係る報告にあつては別記様式第2号（その1）による書面により、<u>非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第2号（その2）による書面により</u>、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第3号による書面により、それぞれ行うことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別記 様式第1号（その1）（第2条関係）</p> <p><u>特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書</u></p> <p>[略]</p> <p>(記載要領)</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

別記様式第1号（その1）の次に次の1様式を加える。

様式第 1 号（その 2）（第 2 条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第 267号）第26条第 2 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
特別管理特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数		
船舶等の名称		

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）、宮崎県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には、1 の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について 2 つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第 2 号 (第 2 条関係)</p> <p>漁獲量等報告書 (非漁獲割当管理区分 (漁獲努力量管理区分を除く。)) 及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>[略]</p> <p>(記載要領)</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ (小型魚)」と「くろまぐろ (大型魚)」とは異なる特定水産資源であることから、<u>それぞれに分けて記入することとする。</u></p>	<p>様式第 2 号 (その 1) (第 2 条関係)</p> <p>特定水産資源 (特別管理特定水産資源を除く。) の漁獲量等報告書 (非漁獲割当管理区分 (漁獲努力量管理区分を除く。)) 及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>[略]</p> <p>(記載要領)</p> <p>1～3 [略]</p>

別記様式第 2 号 (その 1) の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号（その 2）（第 2 条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第 267号）第30条第 2 項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称 漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）、宮崎県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第 1 項の規定による許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号をそれぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 2 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第4号(第3条関係)</p> <p>〔略〕</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任 私は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 委任事項(☑を入れる。) <input type="checkbox"/> 法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告) <input type="checkbox"/> 法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告(非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)</p> <p>2 〔略〕 (記載要領) 1・2 〔略〕</p> <p>3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。 〔略〕</p>	<p>様式第4号(第3条関係)</p> <p>〔略〕</p> <p>1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任 私は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 委任事項(☑を入れる。) <input type="checkbox"/> 法第26条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告) <input type="checkbox"/> 法第30条第1項及び第2項の規定に基づく知事に対する報告(非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)</p> <p>2 〔略〕 (記載要領) 1・2 〔略〕</p> <p>3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。 〔略〕</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

宮崎県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

宮崎県優良宅地認定事務施行規則(昭和49年宮崎県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、<u>第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ</u>の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、<u>第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ</u>の知事の認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～6 〔略〕 (土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)</p> <p>第9条 土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、認定(法第28条の4第3項第5号イ、<u>第63条第3項第5号</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ<u>及び第63条第3項第5号イ</u>の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ<u>又は第63条第3項第5号イ</u>の知事の認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～6 〔略〕 (土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)</p> <p>第9条 土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について、認定(法第28条の4第3項第5号イ<u>又は第63条第3項第5</u></p>

イ又は第68条の69第3項第5号イの規定に基づくものに限る。以下同じ。)を受けようとする者は、同法第 103条第4項の規定による換地処分の公告後、別記様式第7号による申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

号イの規定に基づくものに限る。以下同じ。)を受けようとする者は、同法第 103条第4項の規定による換地処分の公告後、別記様式第7号による申請書を知事に提出しなければならない。

2・3 [略]

別記様式第1号中 「 第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ 」 を

「 第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ 」 に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中

「 第28条の4第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ
第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ 」 を

「 第28条の4第3項第5号イ
第31条の2第2項第14号ハ
第62条の3第4項第14号ハ
第63条第3項第5号イ 」 に改める。

別記様式第7号中 「 第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ 」 を 「 第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ 」 に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別記様式第8号中 「 第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ
第68条の69第3項第5号イ 」 を 「 第28条の4第3項第5号イ
第63条第3項第5号イ 」 に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県優良宅地認定事務施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第23号

宮崎県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

宮崎県優良住宅認定事務施行規則（昭和49年宮崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、<u>第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号</u>の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、<u>第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号</u>の知事の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ<u>及び第63条第3項第6号</u>の認定の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の手続)</p> <p>第2条 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ<u>又は第63条第3項第6号</u>の知事の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条</p>

<p>第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 前条第1項ただし書の規定により法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定を受けた者で、住宅の新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号、<u>第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号</u>の認定を受けようとするものは、別記様式第1号の申請書に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定を受けた旨及び認定番号を記載して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>の3第4項第15号ニの認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進捗している場合においては、工事完了前においても行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 前条第1項ただし書の規定により法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定を受けた者で、住宅の新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の認定を受けようとするものは、別記様式第1号の申請書に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの認定を受けた旨及び認定番号を記載して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
---	--

別記様式第1号中 「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
第68条の69第3項第6号」 を 「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号」 に、「第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改める。

別記様式第2号中 「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
第68条の69第3項第6号」 を 「第28条の4第3項第6号
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号」 に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県優良住宅認定事務施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第24号

旅費の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

旅費の支払事務に関する規則(平成元年宮崎県規則第26号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>渡航雑費 職員の旅費に関する条例(昭和29年宮崎県条例第42号。以下「条例」という。)</u>第26条の規定により国家公務員の例により算出した国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「政令」という。)第4条に規定する渡航雑費をいう。</p> <p>(5) <u>死亡手当 条例第26条の規定により国家公務員の例により算出した政令第4条に規定する死亡手当をいう。</u></p>
<p>(旅行命令書の様式)</p> <p>第3条 旅行命令書の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、当該</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、<u>条例において使用する用語の例による。</u></p> <p>(旅行命令書の記載事項又は記録事項)</p> <p>第3条 旅行命令書は、旅行命令権者等が職員ごとに作成し、その</p>

各号に定めるところによるものとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げるものを除く旅行 別記様式第1号
- (2) 赴任に伴う旅行 別記様式第2号
- (3) 日額旅費が支給される旅行 別記様式第3号

(旅費請求書の様式)

第4条 旅費の請求書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

(支出負担行為の整理区分)

第7条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な資料は、別表第2のとおりとする。

2 別表第2に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第3に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

(資金前渡及び概算払の精算)

第8条 [略]

2 概算払に係る旅費の精算をしようとする場合において、精算額が概算払を受けた額と同額であるときは、旅行命令書（当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。別表第2及び別表第3において同じ。）に精算完了の旨を記載又は記録し、所属長又は支出命令を専決した者の確認を受けて精算とする。

3 [略]

記載事項又は記録事項は、発令年月日、出発地、用務、用務地、到着地、旅行期間、所属名、住所又は居所、職名及び氏名とする。

2 旅行命令書は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合は、当該備考欄に旅行命令等の変更の事実を記載又は記録する。

(旅費請求書の記載事項又は記録事項)

第4条 旅費の請求書の記載事項又は記録事項は、別表第2の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第3の左欄に掲げる旅費の種目区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

2 支出命令者等は、複数の請求書の提出があった場合は、当該請求書を取りまとめて一つの帳票にすることができる。この場合における請求書の記載事項又は記録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 旅行者の所属名、職名及び氏名
- (2) 旅行者ごとに用務地及び旅行期間
- (3) 請求年月日
- (4) 旅行者ごとに支出科目及び受取人区分（本人以外の場合は、受取人の氏名等）
- (5) 旅行者ごとに合計した旅費額

(支出負担行為の整理区分)

第7条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な資料は、別表第4のとおりとする。

2 別表第4に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第5に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

(資金前渡及び概算払の精算)

第8条 [略]

2 概算払に係る旅費の精算をしようとする場合において、精算額が概算払を受けた額と同額であるときは、旅行命令書（当該旅行命令書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。別表第4及び別表第5において同じ。）に精算完了の旨を記載又は記録し、所属長又は支出命令を専決した者の確認を受けて精算とする。

3 [略]

別表第2（第4条関係）

請求書の区分	記載事項又は記録事項
旅費内訳書兼請求書（内国）	旅行者の所属名、職名及び氏名 用務及び用務地
旅費内訳書兼請求書（外国）	旅行日ごとに出発地、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、旅費の種目及びその金額 請求年月日、支出科目、支出方法、支払方法、受取人区分（本人以外の場合は、受取人の氏名等） 合計した旅費額
旅費内訳書兼請求書（赴任）	旅行者の所属名、職名及び氏名 用務及び用務地 旅行日ごとに出発地、到着地、宿泊地、旅費の種目及びその金額 請求年月日、支出科目、支出方法、支払

<p>別表第 2・別表第 3</p> <p>[略]</p>	<p>方法、受取人区分 (本人以外の場合は、 受取人の氏名等)</p> <p>合計した旅費額</p>																											
	<p>備考</p> <p>1 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である場合又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載又は記録することができる。</p> <p>2 旅費の種目のうち、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費は、交通費としてまとめて記載又は記録することができる。</p> <p>3 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。</p> <p>別表第 3 (第 4 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旅費の種目区分</th> <th>記載事項又は記録事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鉄道賃</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>2 船賃</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>3 航空賃</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>4 その他の交通費</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>5 宿泊費</td> <td>泊数及び金額</td> </tr> <tr> <td>6 包括宿泊費</td> <td>泊数及び金額</td> </tr> <tr> <td>7 宿泊手当</td> <td>夜数及び金額</td> </tr> <tr> <td>8 船員食料費</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>9 転居費</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>10 着後滞在費</td> <td>宿泊費に係る泊数及び金額並びに宿泊手当に係る夜数及び金額</td> </tr> <tr> <td>11 家族移転費</td> <td>1 の項から 7 の項まで及び 10 の項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員</td> </tr> <tr> <td>12 渡航雑費</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>13 死亡手当</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 4・別表第 5</p> <p>[略]</p>	旅費の種目区分	記載事項又は記録事項	1 鉄道賃	金額	2 船賃	金額	3 航空賃	金額	4 その他の交通費	金額	5 宿泊費	泊数及び金額	6 包括宿泊費	泊数及び金額	7 宿泊手当	夜数及び金額	8 船員食料費	金額	9 転居費	金額	10 着後滞在費	宿泊費に係る泊数及び金額並びに宿泊手当に係る夜数及び金額	11 家族移転費	1 の項から 7 の項まで及び 10 の項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員	12 渡航雑費	金額	13 死亡手当
旅費の種目区分	記載事項又は記録事項																											
1 鉄道賃	金額																											
2 船賃	金額																											
3 航空賃	金額																											
4 その他の交通費	金額																											
5 宿泊費	泊数及び金額																											
6 包括宿泊費	泊数及び金額																											
7 宿泊手当	夜数及び金額																											
8 船員食料費	金額																											
9 転居費	金額																											
10 着後滞在費	宿泊費に係る泊数及び金額並びに宿泊手当に係る夜数及び金額																											
11 家族移転費	1 の項から 7 の項まで及び 10 の項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員																											
12 渡航雑費	金額																											
13 死亡手当	定額																											

別記様式第 1 号 (その 1) から別記様式第 4 号 (その 8) までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 職員等のうち知事、副知事及び議会の議員以外の者に対するこの規則による改正後の旅費の支払事務に関する規則 (以下「新規則」という。) の規定の適用については、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等の変更をする旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 職員等のうち知事、副知事及び議会の議員に対する新規則の規定の適用については、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の旅費の支払事務に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

